

子母発0424第2号
医政総発0424第2号
社援保発0424第2号
社援地発0424第1号
障企発0424第2号
老推発0424第3号
老高発0424第3号
老振発0424第1号
老老発0424第1号
平成31年4月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局振興課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律」の施行について（周知依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成 31 年法律第 14 号。以下「法」という。）」が平成 31 年 4 月 24 日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成 31 年政令第 160 号）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成 31 年厚生労働省令第 72 号）とともに、同日施行されました。

法において、国及び地方公共団体は、一時金の支給手続き等についての周知を行うこととされています。厚生労働省としては、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えておりますので、下記のとおり、リーフレットの配布、都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

記

本一時金の支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定される。したがって、各市町村においては、例えば以下のような機会等にリーフレットの配布を行うとともに、必要に応じて、都道府県に設置された旧優生保護法一時金支給担当窓口の案内等を行うこと。

<施設関係>

- ・ 管内の関係施設（医療機関、救護施設、障害者支援施設、老人福祉施設等）を通じた周知（リーフレットの配布等）

等

<社会・援護関係>

- ・ 生活保護受給者が福祉事務所に来所した際や、福祉事務所の職員が生活保護受給世帯を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 救護施設等に対するリーフレットの配布
- ・ 生活に困窮する方が相談窓口（自立相談支援機関）に来所した際の案内
- ・ 成年後見制度に関する相談や手続で行政窓口等に来所した際の案内や社

会福祉協議会等が運営する権利擁護センター等へのリーフレットの配布
等

<障害保健福祉関係>

- ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の申請等の機会を捉えた案内
- ・ 各種障害福祉サービスの利用手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 障害者支援施設へのリーフレットの配布

等

<介護関係>

- ・ 要介護認定の申請手続き等の機会を捉えた案内
- ・ 介護支援専門員が介護サービス受給者を訪問する機会を捉えた案内
- ・ 介護サービス事業者へのリーフレットの配布

等

別添1：旧優生保護法一時金支給法に関するリーフレット

別添2：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律関係資料（関係法令・通知）

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局母子保健課
工藤、池田、釧持

電話：03-5253-1111（内線 4974、4979）

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

- ・具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ・また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する電話相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

都道府県 受付・相談窓口一覧

平成31年4月24日現在

No.	都道府県	窓口	電話番号	No.	都道府県	窓口	電話番号
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	0120-031-711(専用)	25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	077-528-3653
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	017-734-9303 ※専用回線を準備中	26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	075-451-7100(専用)
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県内各保健所	019-629-5456(子ども子育て支援課)のほか県内各保健所 ※専用回線準備中	27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	06-6944-8196(専用)
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	022-211-2322(専用)	28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	078-362-3439(専用)
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	018-860-1431(専用)	29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0742-27-8643(専用)
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	023-630-2459(専用)	30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	073-441-2642(健康推進課)のほか県内各保健所
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	024-521-8205	31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	0857-26-7158
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	029-301-3270(専用)	32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0120-012974(専用) 0852-22-6625(専用)
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	028-623-3064	33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	086-226-7870(専用)
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	027-226-2606	34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	082-227-1040(専用)
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	048-831-2777(専用)	35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	083-933-2946(専用)
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	088-621-2300(専用)のほか県内各保健所
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	03-5320-4206(専用)	37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	087-832-3900(専用)
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	045-210-4727 ※専用回線準備中	38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	025-280-5197	39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	088-823-9727(専用)
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076-444-3226(健康課) 076-444-3525(専用 5/20~)	40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	092-632-5175(専用)
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076-225-1495(専用)のほか県内各保健福祉センター	41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	0120-525-856(専用)
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課 県内各健康福祉センター	0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター	42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	095-895-2445
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	055-223-1360(専用)	43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	096-333-2352(専用)
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	026-235-7143(専用)	44	大分県	旧優生保護法相談窓口	097-506-2760(専用)
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	058-272-0877(専用)	45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0985-26-0210(専用)
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	054-221-3157(専用)	46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	099-286-3374(専用)
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	052-954-6009(専用)	47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	098-866-2215
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	059-224-2260(専用)				

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどを確認下さい。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575

受付時間 9:30~18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)



旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年四月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

法律第十四号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 一時金の支給(第三条―第十五条)

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会(第十六条―第二十条)

第四章 調査等及び周知(第二十一条・第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条―第三十条)

附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々
が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成八年に旧優生保護法に定められていた優生手術
に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを
強いられ、心身に多大な苦痛を受けた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すこと
のないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊
重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにすることである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要
な事項等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五
日までの間において施行された旧優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)をいう。

2 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、次に掲げる者であつて、
この法律の施行の日(第五条第三項において「施行日」という。)において生存しているものをいう。
一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正
する法律(昭和二十四年法律第二百十六号)による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条
の規定により行われた優生手術を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することの
みを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。)

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改
正する法律(昭和二十七年法律第四十一号)による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十
条の規定により行われた優生手術を受けた者(同項第四号又は第五号に掲げる者に該当すること
のみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。)

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する
法律(平成八年法律第二十八号)による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条
第二項の規定により行われた優生手術を受けた者(同法第三条第一項第四号又は第五号又は第十三条
者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。)

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十條又は第十三條第二項の規定により行われた優生手術を受けた者（同法第三条第一項第三号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

五 前各号に掲げる者のほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（次に掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明らかである者を除く。）

イ 母体の保護

ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを希望すること。

第二章 一時金の支給

第三條 一時金の支給

（一時金の支給）
 第三條 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給する。

第四條 一時金の額は、三百二十万円とする。

（一時金の額）

第五條 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給する。

2 前項の一時金の支給の請求（以下単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

3 請求は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

（支払未済の一時金）

第六條 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けたものがあつたものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この条及び第二十五条において「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による一時金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（請求書の提出等）

第七條 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣（当該請求が第五條第二項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあつては、当該都道府県知事）に、次に掲げる事項を記載した請求書（以下この条及び次条において単に「請求書」という。）を提出しなければならない。

- 一 請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた医療機関の名称及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、その旨）
 - 三 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）
 - 四 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至つた経緯
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを厚生労働大臣に送付しなければならない。

（都道府県知事による調査）

第八條 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その都道府県の保有する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。次項及び第十條第一項において同じ。）にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。第二十五条において同じ。）、医療機関、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第一項に規定する障害者支援施設をいう。第十二條第三項において同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七條第一項に規定する児童福祉施設をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を報告しようとするものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を厚生労働大臣に通知するものとする。

4 厚生労働大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める都道府県知事に通知するものとする。

- 一 第五條第二項の規定により都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県知事
- 二 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県知事
- 5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。
- 6 都道府県知事は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（厚生労働大臣による調査）

第九條 厚生労働大臣は、第五條第一項の認定（以下単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

第十條 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会に通知し、当該請求者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

2 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者が第二條第二項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 旧優生保護法一時金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法一時金認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。

4 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 旧優生保護法一時金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があつた旧優生保護法一時金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(関係機関等の協力)

第十一条 関係機関は、第八条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第八条第六項、第九条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

（一時金の支給手続等についての周知、相談支援等）

第十二条 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、一時金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

3 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により一時金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該一時金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十四条 一時金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十五条 租税その他の公課は、一時金を標準として課することができない。

第三章 旧優生保護法一時金認定審査会

(審査会の設置)

第十六条 厚生労働省に、旧優生保護法一時金認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第十七条 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第十八条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任期）

第十九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができない。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（政令への委任）

第二十条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 調査等及び周知

(調査等)

第二十一条 国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等（第二条第二項各号に掲げる者に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射をいう。）に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

（この法律の趣旨及び内容についての周知）

第二十二条 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第五章 雑則

(費用の負担)

第二十三条 次に掲げる費用として厚生労働省令で定めるものは、厚生労働省令で定める基準により、国庫の負担とする。

一 認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。）（同号に該当するものを除く。）

二 第九条第一項又は第十条第三項の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

(事務費の交付)

第二十四条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村の長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、厚生労働大臣、都道府県知事又は一時金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十六条 第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（独立行政法人福祉医療機構への事務の委託）

第二十七条 厚生労働大臣は、一時金（第二十二條各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（同項及び第二十九条において「機構」という。）に委託することができる。

（旧優生保護法一時金支払基金）

第二十八条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、一時金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「一時金支払等業務」という。）に要する費用（一時金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、旧優生保護法一時金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。

第二十九条 政府は、予算の範囲内において、第二十七条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、一時金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。
(厚生労働省令への委任)

第三十条 この法律に定めるもののほか、一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第六条第二項の改正規定及び同法第十三条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

第二条 第五条第三項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

第三条 地方自治法の一部改正(地方自治法の一部を次のように改正する。別表第一に次のように加える。)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)

第五条第二項並びに第八条第一項から第三項まで(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。)及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務

第四条 (厚生労働省設置法の一部改正)

厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号) 第三条に規定する「一時金に関すること。」

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会 旧優生保護法一時金認定審査会」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

(旧優生保護法一時金認定審査会)

第十三条の二の二 旧優生保護法一時金認定審査会については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第十八条第一項中「から第八十二号まで」を「第八十号、第八十一号、第八十二号」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の二の次に次の二条を加える。

(一時金の支払の業務)

第五条の三 機構は、第十二条第一項及び前条第一項から第三項までに規定する業務のほか、当分の間、次の業務を行う。

一 国の委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)以下この項及び次条第一項において「旧優生保護法一時金支給法」という。)第三条の一時金の支払を行うこと。

二 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第六條第一項の一時金の支払を行うこと。

三 国の委託を受けて、旧優生保護法一時金支給法第二十三條各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、前項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の業務は、第三十三條第二号の規定の適用については、第十二條第一項に規定する業務とみなす。

(旧優生保護法一時金支払基金)

第五条の四 機構は、前条第一項の業務に要する費用(その執行に要する費用を含む。)に充てるために旧優生保護法一時金支払基金(次項において「基金」という。)を設け、旧優生保護法一時金支給法第二十八條第二項の規定において充てるものとされる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 機構は、前条第一項の業務を廃止する場合において、基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。
 (成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するた

第六条 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するたための施策の総合的な推進に関する法律(平成三十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項のうち厚生労働省設置法第十三条の二の次に一条を加える改正規定中「第十三条の二の次」を「第十三条の二の二を第十三条の二の三とし、第十三条の二の次に改める。」

総務大臣 石田 真敏
 厚生労働大臣 根本 匠
 内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎

○厚生労働省令第七十二号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）第七條第一項、第八條第一項及び第二項、第二十三條並びに第三十條の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十一年四月二十四日

厚生労働大臣 根本 匠

（一時金の請求）

第一条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）以下「法」という。）第七條第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五條第一項の請求（以下「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号
 - 二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた当時の状況及び当該手術又は放射線の照射を受けるに至った理由
 - 三 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 四 請求年月日
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第七條第一項の請求書には、請求をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 住民票の写しその他の法第七條第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
 - 二 請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
 - 三 領収書その他の前号の診断書の作成に要する費用（同号の診断に要する費用を含む。以下同じ。）の額が記載された書類
 - 四 前項第三号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
 - 五 その他請求に係る事実を証明する書類
- （支払未済の一時金の申出）
- 第二条 法第六條第一項の規定により支払未済の一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 一 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者（法第二條第二項に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者）をいう。以下この条において同じ。）との身分関係
 - 二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

- 三 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡年月日
- 四 支払未済の一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 五 申出年月日

2 前項の申出書には、申出をしようとする者が署名又は記名押印をするともに、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
- 二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三 申出をする者が法第六條第一項の遺族（第四条において「遺族」という。）である場合にあっては、次に掲げる書類

- イ 申出をする者と旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との身分関係を証明することができる書類
- ロ 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

四 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

五 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

（都道府県知事による調査）

第三条 法第八條第一項及び第二項の規定による調査結果の報告は、書面により行うものとする。

2 都道府県知事は、法第八條第一項の規定による調査により、請求に係る請求者が法第二條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当する者であることを証する書面その他の当該請求に係る情報が記録されている文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。）により当該請求者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合には、法第八條第二項の規定による調査を行わない又は中止するものとする。

3 前二項の規定は、法第八條第四項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

（認定結果の通知）

第四条 厚生労働大臣は、法第五條第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者（当該認定を受けた者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第二條第一項の申出を行った者）に、その旨及び当該認定に係る法第二十三條の規定により国庫の負担とする費用の額を通知しなければならない。

2 厚生労働大臣は、請求があつた場合において、法第五條第一項の認定をしなかつたときは、請求をした者（当該請求をした者が死亡している場合においては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第二條第一項の申出を行った者）に、その旨及び当該請求に係る法第二十三條の規定により国庫の負担とする費用の額を通知しなければならない。

3 請求が法第五條第二項の規定により都道府県知事を経由してなされた場合は、前二項の通知は、当該都道府県知事を経由して行うものとする。

（国庫の負担とする範囲及び額）

第五条 法第二十三條の厚生労働省令で定めるものは、同条各号に掲げる費用とする。

2 法第二十三條の規定により国庫の負担とする費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を除く。） 当該診断書の作成に現に要した費用の額（その額が五千円を超える場合にあっては、五千円）
- 二 当該診断に要する費用 当該診断に現に要した費用の額（その額が健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定した額を超える場合にあっては、当該算定した額）

（診断書の提出）

第六条 法第九條第一項の請求者は、同項又は法第十條第三項の規定により医師の診断を受けたときは、当該診断の結果が記載された診断書及び領収書その他の当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

<p>(請求書作成の特例)</p> <p>第七条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七条第一項の請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求をしようとする者の口頭による陳述をその職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて当該請求をしようとする者に代わって請求書を作成し、これを当該請求をしようとする者に読み聞かせた上で、当該請求をしようとする者とともに署名又は記名押印をするものとする。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第八条 第二条第一項の申出又は第六条の提出は、当該申出又は提出をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。</p> <p>(添付書類の省略)</p> <p>第九条 第一条第一項又は第二条第一項の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めるときは、第一条第二項又は第二条第二項に規定する書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(郵送等による請求書の提出の日)</p> <p>第十条 法第七条第一項の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。</p>	<p>附則</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)</p> <p>2 独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十五年厚生労働省令第四百四十八号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> <table border="1"> <tr> <td>改正後</td> <td>改正前</td> </tr> <tr> <td>附則</td> <td>附則</td> </tr> <tr> <td>第三条 (略)</td> <td>第二条の二 (略)</td> </tr> <tr> <td>(業務方法書に記載すべき事項の特例)</td> <td>(承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合における業務方法書の記載事項)</td> </tr> <tr> <td>第四条 機構が機構法附則第五条の第二項から第三項まで及び第五条の第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</td> <td>第二条の三 機構が機構法附則第五条の第二項、第二項及び第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</td> </tr> <tr> <td>一 機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項</td> <td>一 機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項</td> </tr> <tr> <td>二 機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあつせんに関する事項</td> <td>二 機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあつせんに関する事項</td> </tr> </table>	改正後	改正前	附則	附則	第三条 (略)	第二条の二 (略)	(業務方法書に記載すべき事項の特例)	(承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合における業務方法書の記載事項)	第四条 機構が機構法附則第五条の第二項から第三項まで及び第五条の第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。	第二条の三 機構が機構法附則第五条の第二項、第二項及び第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。	一 機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項	一 機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項	二 機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあつせんに関する事項	二 機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあつせんに関する事項
改正後	改正前														
附則	附則														
第三条 (略)	第二条の二 (略)														
(業務方法書に記載すべき事項の特例)	(承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合における業務方法書の記載事項)														
第四条 機構が機構法附則第五条の第二項から第三項まで及び第五条の第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。	第二条の三 機構が機構法附則第五条の第二項、第二項及び第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。														
一 機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項	一 機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項														
二 機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあつせんに関する事項	二 機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあつせんに関する事項														

<p>(新設)</p> <p>三 機構法附則第五条の三第一項第一号に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成三十一年法律第十四号)以下この条において「旧優生保護法一時金支給法」という。第三条の一時金の支払に関する事項</p> <p>四 機構法附則第五条の三第二項第二号に規定する旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払に関する事項</p> <p>五 機構法附則第五条の三第一項第三号に規定する旧優生保護法一時金支給法第二十三号各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払に関する事項</p> <p>(共通経費の配賦基準の特例)</p> <p>第五条 機構法附則第五条の二第五項及び第五条の三第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合には、第十条中「経理する場合」とあるのは、「経理する場合並びに同法附則第五条の二第五項及び第五条の三第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合」とする。</p>	<p>(削る)</p> <p>第五条 次に掲げる省令は、廃止する。</p> <p>一 社会福祉・医療事業団法施行規則(昭和五十九年厚生省令第六十号)</p> <p>二 社会福祉・医療事業団の財務及び会計に関する省令(昭和五十九年厚生省令第六十一号)</p> <p>(社会福祉・医療事業団法施行規則等の廃止)</p> <p>第五条 次に掲げる省令は、廃止する。</p> <p>一 社会福祉・医療事業団法施行規則(昭和五十九年厚生省令第六十号)</p> <p>二 社会福祉・医療事業団の財務及び会計に関する省令(昭和五十九年厚生省令第六十一号)</p> <p>(社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正)</p> <p>第六条 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則(昭和三十六年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項中「社会福祉・医療事業団(以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」に改める。</p> <p>第三条、第三条の三第一項、第三条の四、第四条の見出し、第五条、第六条第一項及び第五項、第九条、第十一条、第十二条から第十七条まで、第十八条第二項、第十九条、第二十二條並びに第二十四条中「事業団」を「機構」に改める。</p> <p>(年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第七条 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十二条から第十四条までを削る。</p>	<p>(削る)</p>
--	--	-------------

子発0424第1号
平成31年4月24日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律」の施行について（通知）

昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号。以下「法」という。）」が平成31年4月24日に成立し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令」（平成31年政令第160号。以下「令」という。）及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則」（平成31年厚生労働省令第72号。以下「規則」という。）とともに、本日施行されたところである。本法の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村にも周知して頂くようお願いする。

記

第1 前文

法には、以下の前文がおかれていること。

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態

を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにすることである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。

第2 趣旨

この法律は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものであること。

第3 定義（一時金の支給対象者）

一 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間において施行されていた優生保護法をいうこと。

二 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者」とは、①又は②の者であって、この法律の施行の日において生存しているものをいうこと。

① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間（優生手術に関する規定が存在した間）に、旧優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術を受けた者（母体の保護のみを理由として旧優生保護法第3条第1項の規定により行われた優生手術を受けた者を除く。）

② ①のほか、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に日本国内において行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者（イからニまでに掲げる事由のみを理由として行われた生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた者であることが明らかである者を除く。）

イ 母体の保護

ロ 疾病の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを希望すること。

第4 一時金

一 一時金の支給等

1 一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給すること。

2 一時金の額

一時金の額は、320万円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が一時金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その一時金は、その者の配偶者等の遺族であつて、その者の死亡当時にその者と生計を同じくしていたものに支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

なお、本支払未済の一時金の支給を受けようとする者は、規則第2条の規定にしたがつて、厚生労働大臣に申し出る必要があること。

二 支給の手續

1 請求

(1) 権利の認定

- ① 厚生労働大臣は、一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定（以下「認定」という。）を行い、当該認定を受けた者に対し、一時金を支給すること。
- ② ①の請求（以下「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができること。
- ③ 請求は、この法律の施行の日から起算して5年を経過したときは、することができないこと。

(2) 請求書の提出

- ① 請求をしようとする者は、厚生労働大臣（都道府県知事を経由する場合は、当該都道府県知事）に、氏名及び住所又は居所、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けるに至った経緯等を記載した請求書（以下「請求書」という。）を提出しなければならないこと。
なお、請求書への記載事項の詳細や添付書類は、規則第1条において定められていること。また、規則第9条の規定により、添付書類については、厚生労働大臣が特別な事情があると認めた場合には、添付を省略させることができること。
- ② 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを

厚生労働大臣に送付しなければならないこと。

- ③ 規則第7条において、本人が請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて請求者に代わって請求書を作成し、これを当該請求者に読み聞かせた上で、職員が請求者とともに署名又は記名押印をするものとされていること。
- ④ 規則第10条において、請求書が郵送等により送付された場合には、通信日付印により表示された日において請求がなされたものとみなすこととされていること。

2 請求に係る都道府県知事及び厚生労働大臣による調査

(1) 都道府県知事による調査

① 請求書の提出を受けた場合の調査

イ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

ロ 都道府県知事は、請求書にその都道府県においてその請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるときは、その記載に基づき、当該都道府県の医療機関、福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対し、これらの者が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員からの当該請求に関し知っている事実の聴取を行い、その結果の報告を求めるものとする。この場合において、当該結果の報告を受けたときは、当該都道府県知事は、当該結果を厚生労働大臣に通知するものとする。

ハ 規則第3条第2項において、「イ」の調査により都道府県の保有する文書に請求者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に該当することを確認できる場合には、「ロ」の関係機関に対する調査については、調査を行わない又は中止するとされていること。

② 厚生労働大臣から通知を受けた場合の調査

イ 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を(i)又は(ii)に定める都道府県知事に通知するものとする。

(i) 都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都

道府県以外の都道府県の区域内において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県の知事

(ii) 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県の知事

ロ ①は、イの通知を受けた都道府県知事について準用すること。

③ 公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、①又は②ロの調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

(2) 厚生労働大臣による調査

厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告等をさせ、又は厚生労働大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。

3 請求に係る審査会による審査

(1) 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、請求者が第3の二の①に該当する者であることを確認できる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法一時金認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこと。

なお、本法の立法過程で平成31年3月14日に「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」及び「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟法案作成プロジェクトチーム」との間でとりまとめられた「審査会の判断等に係る基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）においては、法第10条第1項に定める、請求者が第2条第2項第1号から第4号までのいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合とは、例えば、次のような場合であるとされていること。

① 旧優生保護法施行規則に基づく優生手術実施報告票等、請求者が法第2条第2項第1号から第4号に係る手術を受けたことを直接証する資料がある場合

② 請求者が法第2条第2項第1号から第4号に係る手術について、

旧優生保護法に基づく都道府県優生保護審査会による審査の結果「適」とされたことが分かる資料があり、かつ、当該請求者が手術を受けたことが分かる資料（医療機関に保存されているカルテ等）がある場合

- (2) 審査会は、審査を求められたときは、請求者について、第3の二の①又は②に該当する者であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならないこと。
- (3) 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告等をさせ、又は審査会の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。
- (4) 審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。こと。
なお、「基本的な考え方」において、法第10条第5項における審査会の判断に係る基本的な考え方は、次のとおりであるとされていること。
 - ① 請求者に係る優生手術等の実施に関する記録は残っていない場合も多いこと、旧優生保護法に基づかない形で生殖を不能にする手術等を受けた方も本法案による一時金の支給の対象としていること等を前提に、審査会は請求者等の陳述内容を十分に汲み取り、収集した資料等も含めて総合的に勘案した上で、柔軟かつ公正な判断を行う。
 - ② 具体的な判断に当たっては、優生手術等を受けたことに関する請求者等の陳述の内容が、当時の社会状況や請求者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。
- (5) 厚生労働大臣は、(2)による通知があった審査会の審査の結果に基づき、認定を行うものとする。

4 関係機関等の協力

- (1) 関係機関は、都道府県知事から2(1)①ロ又は②ロの調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。
- (2) 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、都道府県知事、厚生労働大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

5 一時金の支給手続等についての周知、相談支援等

- (1) 国及び地方公共団体は、一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- (2) 国及び都道府県は、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) の措置を講ずるに当たっては、国及び地方公共団体は、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

三 一時金に係る非課税等

一時金に係る譲渡等の禁止、非課税等が定められていること。

第5 旧優生保護法一時金認定審査会

- 一 厚生労働省に、審査会を置くこと。
- 二 審査会は、7人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織すること。
- 三 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命すること。
- 四 その他審査会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第6 調査等

国は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術又は放射線の照射を強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする。

なお、本法の立法過程で平成31年3月14日に「与党旧優生保護法に関するワーキングチーム」及び「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟法案作成プロジェクトチーム」の間でとりまとめられた合意事項においては、法第21条に規定する調査については、「旧優生保護法が議員立法により成立した経緯等に鑑み、その主体は国会とする方向とし、具体的な対応については、調査の内容も含め今後引き続き議論する」とこととされているこ

と。

第7 この法律の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第8 雑則

一 費用負担

次に掲げる費用は、国庫の負担とすること。なお、国庫の負担とする範囲及び額については、規則第5条において定められていること。

- ① 認定を受けた者が当該認定に係る生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けたかどうかについて医師の診断の結果が記載された診断書を厚生労働大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。②において同じ。）
- ② 第4の二の2（2）又は3（3）の医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

二 事務費の交付

国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付すること。

なお、令において、国が都道府県に交付する額は、一時金の支給の請求の件数を基準として厚生労働大臣の定める方式によって算定した額とされていること。

三 事務の委託

- 1 厚生労働大臣は、一時金（一の費用を含む。第9の三の2において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができること。
- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、1の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

四 厚生労働省令への委任

一時金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定めることとされており、具体的には規則により定められていること。

第9 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第5（旧優生保護法一時金認定審査会）は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

二 一時金の請求の期限の検討

一時金の請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

三 厚生労働省設置法等の一部改正

1 厚生労働省設置法の一部改正

厚生労働省の所掌事務に、一時金に関することを追加すること。

2 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

機構の業務に、当分の間、国の委託を受けて、一時金の支払を行うことを追加すること。

四 その他

その他所要の規定を整備すること。

以上

Ê •\$Î >.>2>0>2" >/ •
¹ B>1>/° >2v>0>2¥

› 4"4(Ó%4 •Ê – ú z'ö4Š>& •>'6x Š

L#Ö › >%, Ê]v Þ ••Ê – ú1"6x
> & ¶ 3 % ,

§ f#Ö –1¤ 2 _ ö Y C f#Ö m/i'¼ † w E S*... _ P M • M ì5 b -)%'¼ _6õ M • 2 Š
_ ö Y C M ì5 b13 Ó'¼ _6õ M • | » b v ... 8 _ X 8 Z >&3û%±>'

Û ô 23 ° D b § f#Ö –1¤ 2 _ ö Y C f#Ö m/i'¼ † w E S*... _ P M • M ì5 b -)% _6õ
K ²0[^ |8o'¼ † u S § f#Ö –1¤ 2 _ ö Y C f#Ö m/i'¼ † w E S*... _ P M • M ì5 b -
)%'¼ _6õ M • 2 Š>&¹ B 31 ° 2 Š" 14 • è W 2 \ 8 :>' @¹ B 31 ° >2v 24 ¥ _
B'g K § f#Ö –1¤ 2 _ ö Y C f#Ö m/i'¼ † w E S*... _ P M • M ì5 b -)%'¼ _6õ M • 2
Š _ ö Y A4"4(Ó%4 _ ° Ü M • | » 2 _6õ M • ; ç>&¹ B 31 ° ; ç" 160 >' | g § f
#Ö –1¤ 2 _ ö Y C f#Ö m/i'¼ † w E S*... _ P M • M ì5 b -)%'¼ _6õ M • 2 Š </œ0d N
>&¹ B 31 ° L#Ö › >%, ç" 72 • è W 0d N \ 8 :>' \ \ v _ • ¥ </œ | € S \ G
• [6 • • 2 b Æ '¼ _ X 8 Z c 93õ § f#Ö –1¤ 2 _ ö Y C f#Ö m/i'¼ † w E S*... _
P M • M ì5 b -)%'¼ _6õ M • 2 Š b </œ _ X 8 Z >&¹ B 31 ° >2v 24 ¥ L#Ö › >%, Ê]v
Þ • 6x3û%±>' [&g K Z 8 • \ G • [6 • @ >4"4(Ó%4 _ > E • 2 b0d _ ö Y C M ì
5 b 13 Ó'¼ _6õ M • | » b v ... 8 _ X 8 Z W0° b \ > ~ u S b [3û%± M •

^ > •3û%± c >0>,%&1/ - | | g 10>,Ø%± í È †7V A ... %o+¬ 2(Û ô 22 °
2 Š" 67 •)" 245 ² b >7" >/8o_0d M • 4"4(Ó%4 @ 2 w0- | » † #. M • _ \ S ~
| • m A ö = \ K Z\$Î M • v b [6 •

0°

>/>, ö •\$x ^*f <%

§ f#Ö –1¤ 2 _ ö Y C f#Ö m/i'¼ † w E S*... _ P M • M ì5 b13 Ó*... _ X 8 Z c Q b "
C @\$L\$S x7€ †ª < S %o [6 • G \ @ • | € r S 13 Ó*... _ \ W Z c \ ì b G \ †
î 8 M ²0 [@ 6 • G \ '¼ ° #. \$x ^2 , \ ^ • G \ v • | € • G b S u 13 Ó*... b °
_ † #. 0ž K S V [N @ ^ % & 1 / í - | ^] " | • b 4 Ä Ö † / œ : G \

>0>,%&1/ - |

2" 12 2" >08o _ > 8 Z \ | g 4"4(Ó%4 c M ì5 b -)% † w E | : \ M • *... _ P M
• % & 1 / - | Q b Ú 13 Ó _6õ K < } † W • S u b P* († 4 :) _ 1 n N • v b \ M • \ | € Z >

